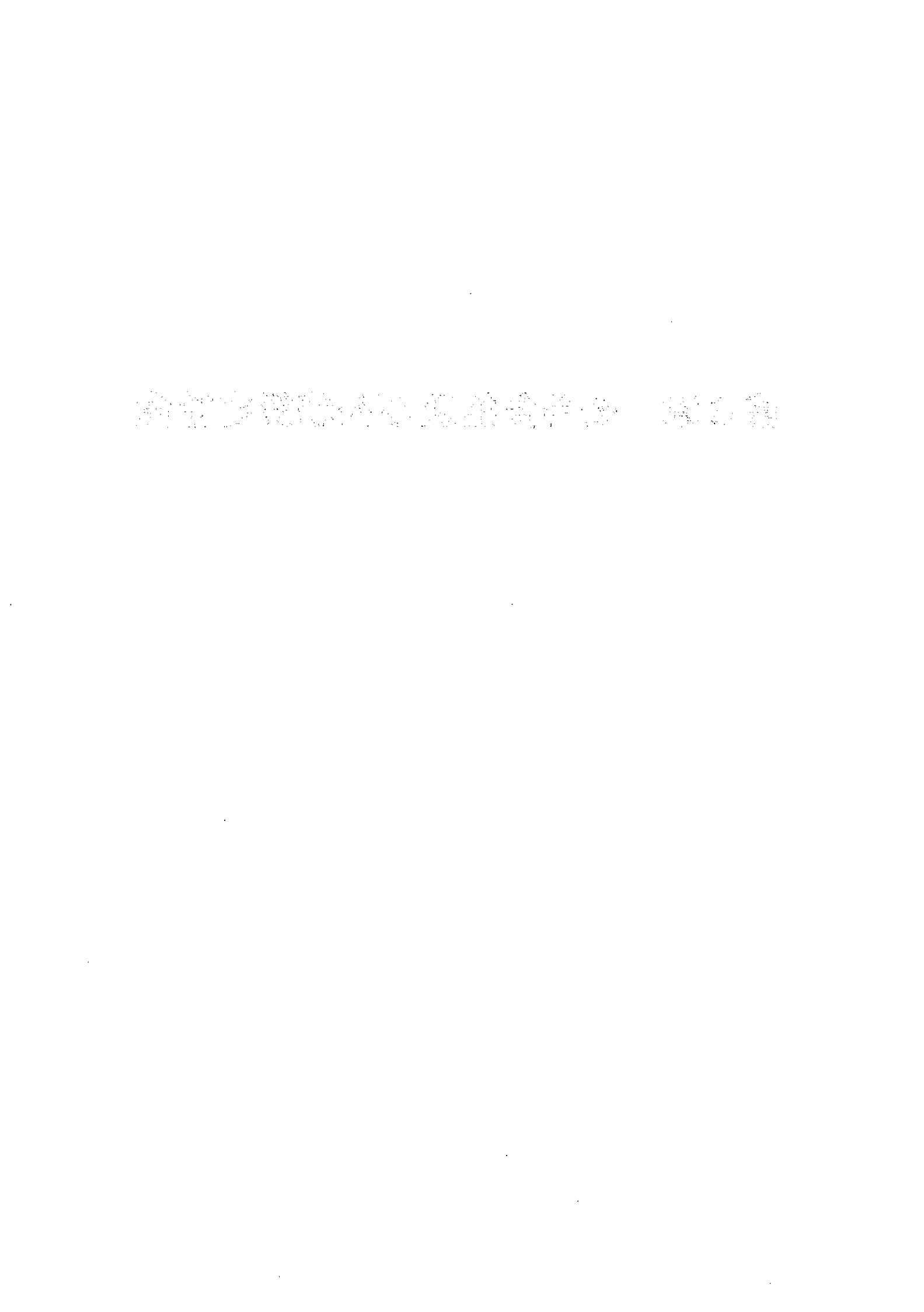


## **第6章 公用負担及び公務災害補償**



## 第6章 公用負担及び公務災害補償

### 第1節 公用負担

#### 1 公用負担

- (1) 水防管理者(町長)又は消防団長が、水防のため緊急の必要があるときに法第28条の規定により行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりである。
  - ア 必要な土地の一時使用
  - イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
  - ウ 車輌及びその他運搬用機器の使用
  - エ 工作物及びその他障害物の処分
- (2) 公用負担命令をするときは、公用負担命令書(別記様式1)を交付して行うものとする。
- (3) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、委任を受けた証明書(別記様式2)を携行し、関係人からの請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- (4) 公用負担の権限を行使する者は、当該権限を行使する場合、公用負担命令書(別記様式1)を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

#### 2 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(別記様式1)

第	号	
公用負担命令書		
住 所		
氏 名		
<p>水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。</p> <p><b>1 目的物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所在地</li> <li>(2) 名 称</li> <li>(3) 種 類</li> <li>(4) 数 量</li> </ul> <p><b>2 負担内容(使用、収容、処分等について詳記すること)</b></p> <p>年 月 日</p> <p>命 令 者 (印) 職 業 氏 名 (印)</p>		

(日本工業規格A4版)

(別記様式2) お問い合わせ用紙(別紙2)の記入欄に記入して、FAXにてお問い合わせください。

公用負担権限委任証		
住 所		
職 業 名		
氏 名		
上記のものに		
区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。		
年   月   日		
委任者	氏名	印

(縦 9cm 横 6cm)

## 第2節 公務災害補償

法第24条の規定により居住者等が水防に従事したことによって、死亡し、負傷し、若しくは病気につかかり、又水防に従事したことによる負傷若しくは病気による死亡、若しくは障がいの状態となつたときは、法第45条の規定に基づき、北海道市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号)の定めるところにより補償するものとする。